

中国外商投資鉱産調査企業管理弁法

Client Alert

Tokyo

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

March 2009

外商投資鉱産調査企業管理弁法

2008年7月18日、中国商務部及び国土資源部が「外商投資鉱産調査企業管理弁法」（「本弁法」）を公表した。本弁法は、「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国鉱産資源法」及びその他の法律、法規に基づいて制定されたもので、2008年8月20日付で施行された。

対象

本弁法の対象は中国において合法的に鉱産（石油、天然ガス、炭層ガスを除く）の探査及びそれに関連する活動を行う完全外国投資企業、中外合資企業及び中外合作企業（「外資探鉱企業」）である。

目的

本弁法は、外国投資家による中国での鉱産投資を奨励することを目的とすると同時に、外資探鉱企業の経営活動に関する審査、許認可及び行政手続きについての規定を追加して定めている。

外資探鉱企業の監督及び管理

本弁法は、外資探鉱企業が、政府の各レベルにおける商務の管理機関、国土資源の管理機関によって監督、管理されると規定している。具体的には、「外商投資産業指導目録」（「目録」）において禁止類とされる鉱物（2007年版の目録ではタングステン、モリブデン、錫、アンチモン、ホタル石、希土、放射性の鉱物資源がこれに該当する）の探査に投資するための外資探鉱企業の設立等は、商務部によって審査、管理され、その他の鉱物の探査に投資するための外資探鉱企業の設立等は、省レベルの商務部の機関によって審査、管理されると定めている。

外資探鉱企業の設立の申請

外資探鉱企業を設立するためには、該当するレベルの商務部の管理機関に申請書と共に、投資家によって署名されたフィージビリティ・スタディ報告書等を提出する必要がある。これに加えて、（適当な場合）合同事業契約書、定款、正式に選任された董事会のメンバーリスト、董事の任命状、社名の予備的承認通知書、投資家の登録証書及び信用書類、中国出資側がその探鉱権の一部をもって出資する場合は、その探鉱権及び投資に関する状況を説明する報告書及び探査許可証のコピー等、外国投資家の経営状況説明、その他の

www.bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士
事務所（外国法共同事業）
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンシャルタワー

Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)
Tel: +81 3 5157 2710
Fax: +81 3 5157 2906
Anne.Hung@bakernet.com

Paul A. Davis
(ポール・A・デービス)
Tel: +81 3 5157 2711
Fax: +81 3 5157 2906
Paul.Davis@bakernet.com

必要とされる書類を提出する必要がある。これらの書類が提出された後5営業日以内に、商務部の管理機関が同レベルの国土資源部の機関に意見を求め、国土資源部の管理機関がそれを同意した場合、さらに45営業日以内に、商務部の管理機関が許認可の是非の判断を下し、設立に同意する場合、「外商投資企業批准証書」（「証書」）を申請者に授与する。申請者は、証書をもって、一ヶ月以内に、工商行政管理機関で会社の登記手続きを行う。

探査許可及び採鉱許可

外資探鉱企業は、証書及び営業許可をもって、国土資源部の管理機関に探査許可証の申請を行う。探鉱の結果、目録において外国投資家による開発が許容される鉱産を発見した場合、採鉱許可を申請することができる。この場合、元の審査機関において、会社の事業目的範囲の変更手続きを行わなければならない。

上場

外国投資家が中国における探査の成果に基づいて海外で上場する場合、その上場に関する詳細を商務部、国土資源部に書面において届出ることが要求されている。

増資

外資探鉱企業が投資総額及び登録資本を増加する場合、通常書類を提出することに加えて、増資申請書において、増資の用途、資金の出所、作業状況、探査許可証の使用、必要な費用等を説明することが要求され、全ての書類が審査機関に提出された後、審査機関は45日以内に、認可するか否かの判断を下す。

中国側投資家に関する事項

中国側の投資家は、自ら保有する正当な採鉱権及びそれに関連する地質調査資料を出資、合作の条件とすることができる。国有地質探査会社が、傘下の企業の採鉱権を出資又は合作の条件とする場合、その傘下会社の社印捺印、及びその責任者の署名を有する同意書が必要となる。国有地質探査会社が、自ら保有する採鉱権をもって出資又は合作する場合、その上級管理部門が発行する書面による譲渡に対する同意が必要となる。特に国有企業と共同事業を行う外国投資家は、この点に留意する必要がある。

評価及び背景

本弁法は、外国投資家による探鉱の投資に関する、散在していた過去の法律、行政法規及び手続きに関する規定を集約し、それを明確にしたものである。本弁法は、中国における外国投資家による探鉱投資に関する活動を統制するものだといえる。

過去の中国における外国投資家による探鉱活動に関する主な法律、法規は主に以下のものがある。

「中華人民共和国鉱産資源法」（1986年公表、施行、1996年改正、1997年施行）

内容：採鉱権、採鉱権等の法的確認及び保護。

国土資源部、国家計委、国家経貿委、財政部、外経貿部、国家工商行政管理局による「外商探鉱開採非油気鉱産資源の投資の奨励に関する若干意見の通知」（2000年）

内容：外国投資家による中国における完全外国投資又は中国側と協力方式の探査の許容の確認。

外国投資家による探鉱は、外経貿部（当時）の批准及び工商行政管理機関での登記を経て、国土資源部に探鉱権の申請をすることが必要とされた。外国投資家が国有中型、大型企業の鉱産探査権、採鉱権を買取ることができる等と規定した。しかし、具体的な手続き等は明確にされなかった。

外商投資産業指導目録

中華人民共和国国家發展改革委員会、商務部（最新版 2007 年版）
外国投資家による鉱産投資を奨励類、制限類及び禁止類に分ける。

その他の地方条例

雲南省外商投資探査開採鉱産資源条例（1999 年）等がある。

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー & マッケンジー 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー & マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

2009 Baker & McKenzie
© All rights reserved.